

# 第6回団体交渉での区長会の 最終回答に対する判断について

第8回  
中央委員会  
2006年11月21日

## はじめに

2006年度賃金確定闘争は、わが組合が単組となり初めて闘う確定闘争であるとともに、現業職員に関わる賃金確定を主要な課題とする闘いである。これまでの交渉組織であった都労連や都庁職をこの4月の身分切替を期に離れ、上部団体に交渉組織を持たない単組としての力量を問われる闘いであった。

今次確定闘争期には、事業関係交渉に関わる課題や清掃一組のアウトソーシングに関わる取組み、更には組合組織問題についてもこの時期に集中して対応すべき事態となった。

これまで区政会館における総決起集会や地連別決起集会及び役員区長への要請、区長会総会への座込行動と要請、区長会会長への要請行動や総決起集会なども取組んできた。職場においては、支部、総支部、地連を中心としてストライキ批准投票や家族署名、ステッカー闘争を取組んできた。

それぞれが始めての取組みとして力の限りを尽くして短期間ではあるものの精一杯闘ってきた。10月24日の給与改定(第4回)団体交渉以来、10月26日に第2回小委員会交渉、11月2日には第5回団体交渉、本日まで9回の専門委員会交渉と11月17日、21日に第3回及び第4回小委員会交渉を重ねてきた。最終の第9回小委員会ではわが組合は、「誠意ある皆さんの対応が示されなければ、私どもの意に反してやむを得ず実行行使を決定することになりかねません。皆さんの再度の検討と再提案を求めます。」と当局の対応を求めた。当局からは、「皆さんの主張はお聞きいたしました。残された時間はわずかではありますが、私どもとしては、皆さんと誠意を持って真摯に協議を進め、時機を失することな

く諸課題の解決を図ってまいりたいと考えております。」と答えた。その結果として先程、給与改定第6回団体交渉が開催され、区長会から最終提案が示された。この提案に対するわが組合として以下のとおり判断することとする。

## 1、これまでの若干の経過

- (1) 10月12日、特別区人事委員会は「職員の給与に関する勧告」を行った。同日、区長会に対して要請を行った。その趣旨は、人事委員会勧告は国に追随したものであり、納得できる給料表等を早急に示すことを求めた。
- (2) 10月23日に第6回中央委員会を開き、「2006年度賃金確定に関する要求書」と「2006年度賃金確定等に勝利するための闘争方針」を決定した。
- (3) 10月24日、給与改定(第4回)団体交渉を行い、わが組合からは「2006年度賃金確定に関する要求書」を区長会に提出し、区長会からは「退職手当制度の改正について(案)」「期末・勤勉手当の支給割合の改正について(案)」「職務段階別加算の支給割合等の改正について(案)」が提案された。交渉の期間は限られてるが、精力的に協議を進めることとした。
- (4) 10月26日の第2回小委員会交渉では、今年度の賃金確定交渉における交渉項目の整理を行った。交渉課題としては、①団体交渉で提出されたわが組合の要求項目に関すること、②団体交渉で区長会から新たに提案された「退職手当制度の改正について(案)」ほか2件の課題に関すること、③協議中の「勸奨退職特例措置の各区事項化について(案)」ほか2件の課題に関すること、④単年度協議事項としての本年度の級格付の取扱いに関すること、以上4課題

を確認した。

- (5) 11月2日、第5回団体交渉では「退職手当制度の改正(案)」が提案された。当局は、「職務・職責に応じた貢献度をより的確に反映できる制度へと構造面を見直す。」として、「基本額十調整額」に改める。」との提案を行った。わが組合からは、「任用制度・運用の違いや歴史的経緯を十分踏まえ、職員の感情も十分に理解し、再考を求める。」と主張し、双方の認識の隔たりは大きのままに終始した。

- (6) 11月14日、区長会総会座込み行動に150人が結集し、区長会要請行動を行った。

- (7) 11月17日、第3回小委員会交渉を開催し、当局から専門委員会交渉を踏まえた現時点の考えを示すとして次の項目についての考え方が示された。先



11・17第2波総決起集会 (大田区民センター)



11・1 第1波総決起集会 (区政会館)

ず、「退職手当改正(案)」として、①18年度退職者に現行制度と同程度となる経過措置特例を設ける、②技能・業務系職員で19年度以降の退職者に激変緩和措置として保障ポイントを付与し5年で通減する、との考え方が示された。また、「職務段階別加算」については、19年度、20年度の激変緩和措置を示した。更に「業務職給料表」については、「最終的に検討しており、まとも次第提示」との回答であった。「技能業務系再任用給料表」の「1級は国の行(二)再任用2級俸給表、2級は同様3級を基本としたい。」というものであった。

組合からは、専門委員会が主張してきたが、改めて考え方を明らかにした。「退職手当改正(案)」については、①一般職員の貢献度はポイントを加算すべき、②現業系職員の退職手当の引き下げでしかない。行政系と現業系の任用体系の違いを踏まえた提案をすべき、③20年間の職務・職責、貢献度を評価期間とする提案は制度上欠陥のある提案であり、了解できない。

「職務段階別加算」については、①現業職員は任用制度がなく格付で昇格してきた経緯を十二分に考慮し、職務・職責だけで整理できないものである、②職員感情を逆なでし、やる気をなくさせる提案である、③技能長以上の一律拠出は撤回せよ」と主張した

「現業(業務)職給料表」については、①直ちに要求に沿って給料表を提示すべき、②再任用に適用する給料月額が労使協議により決めればよい、当事者として主体性を持ち責任ある提示をすべきだと求めた。

(8) 11月21日の第4回小委員会交渉では、これまでの専門委員会や小委員会、団体交渉で示されたものが提示された。

(9) 10月30日から11月21日までに9回の専門委員会交渉を行ってきた。

(10) 11月21日の第6回団体交渉において区長会としての最終的な提案が出された。

## 2、区長会の最終回答の内容と評価

(1) 勧告に関わって公民較差の取扱いは、「民間の賃金を精確に調査した結果であり、尊重すべきものである」という考えに変わりありません。」とし、マイナス勧告を行うとした。比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に引き下げた結果であり、「勧告を尊重すべき自治体」であるとはいえず不満な内容である。また給与カーブのフラット化については、昨年度、都が行ったフラット化は行わなかったことからやむを得ないものである。

(2) 地域手当と本給の配分見直しについては、「国・他団体との均衡の観点から、勧告のとおりに改定する。」とし、地域手当の本格導入は道理が無いものであり、不満なものといえる。

(3) 「所要の調整」については、マイナス勧告自体が不当であり、不利益不遡及の原則に反するものであり、不満なものである。

(4) 退職手当見直しについては、小委員会提示どおりの内容であり、経過措置は今回の構造見直しの趣旨を総合的に検討した結果としており、変更させることが出来なかったものである。

(5) また、退職手当の見直しに関わり制度欠陥と指摘してきたことについては、区長会から「技能主任職昇任選考の受験資格につきましては、今後、技能・業務系職員の人事制度全体の協議の中で検討してまいりたい」との一定の考え方が示された。具体的解決は今後の課題とし残されたが、わが組合が指摘してきたことを実現させる必要がある。

(6) 業務職給料表については、「協議を踏まえ、従来どおりの方法で作成した。」としており、地域手当の見直しや号給増設の要求に応えたものになっていないことから不十分ではあるが、「基本的な要求に沿った提案」であると言える。

(7) 上記に関わって、再任用職員の給料月額については、2級は小委員会提示の従来どおりの方法としているが、「1級は国の2級に準拠しているが、1級については現行どおりの額」とこれまでの提示を改めている。最終段階で改善された。都は特例措置を廃止していることから、今後各区分事項として区交渉で出てくる危険性があるものである。

(8) 業務職給料表のあり方については、「今後、協議を進める」としており来年度の最重要課題になるものである。

(9) 特別給に関わっては、年間支給月数は民間との比較では本来増となるものであり不満な内容であり、勤勉比率の見直し提案についても同様なもので

ある。

(10) また、特別給に関わる職務段階別加算については修正されて提案された。具体的には、経過措置期間が5年に延長され、統括技能長、技能長に適用するとしていた一律拠出の提案が消えたことは一定の評価は出来るものである。

(11) 級格付については、格付率は従来同様としながらも、新たに設けた4級格付については、「対象者数に昇格率を乗じ算出した昇格者数が一人に満たない場合につきましては、昇格者数を一人とすることができるといたします」との提案に変更され、事実上改善された。

(12) 諸手当の改定では、扶養手当は勧告の額に改定するとしており問題は無いものである。

(13) その他として、10月24日の団体交渉で区長会から新たに提案された「退職手当制度の改正について(案)」ほか2件の課題は、いずれも「平成19年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。」となった。

## 3、区長会最終回答に対する判断について

「区長会の最終回答の内容と評価」で明らかのように、今年度の賃金確定闘争は、人事委員会勧告の当初から厳しい内容が示され、また区長会からも同様に厳しい提案がされてきた。最終回答での各項目の評価は、「不満であるもの」、「要求に沿うもの」、「やむを得ないもの」と様々である。

地域手当の本格導入に伴う退職手当の見直しは現業差別といわなければならぬものであり、制度欠陥をも前提にしていることから到底納得できるものではない。しかし、これらについても対応することが区長会からは明らかにされた。

また、現業(業務)職給料表のフラット化の攻撃は引き続きあるものの今確定闘争においては、「当局の思い」の範囲に止めさせ提案させなかった。再任用職員の1級の給料月額は現行どおりとさせた。職務段階別加算については不満は残るものの修正させることができた。4級格付についても同様に改善させることができた。新たに提案されていた3項目については、引き続き協議とさせた。以上については一定の評価ができるものである。

賃金確定闘争については、11月22日に始業時から1時間ストライキを構えて闘ってきた。しかしながら、他労組や他団体などの動向も踏まえつつ、公務員バッシングという社会的状況などを考慮し、総合的に判断し、今回の区長会の最終回答については了解することとし、妥結の判断をする。

以上